

28請願第16号

安全保障関連2法の廃止を求める意見書採択についての請願

紹介議員

篠原重信㊞

桜木善生㊞

間宮美季㊞

〈請願趣旨〉

昨年9月19日に参議院で強行された安全保障関連2法（平和安全法制整備法、国際平和支援法）が、2016年3月29日に施行されました。自衛隊が内戦状態のアフリカ南スーダンの「駆けつけ警護」などの任務につけば、戦後初めて海外の戦争で殺し殺される戦闘に巻き込まれることは明らかです。また、アメリカ軍が中心になって行っているISへの空爆にも参加できるようになったことで、日本がテロの敵にされる危険が高まっています。憲法9条では日本は、戦争しない、交戦権は認めない、戦力は持たないと決めています。だからこそ多くの憲法学者や元内閣法制局長官、法律家らが繰り返し「憲法違反」と明確に述べているのです。世論調査でも多くの人が、同法は違憲あるいは反対と答える人が多く、廃止を求める国民の運動が大きく広がっているのです。

憲法98条は、最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとしており、憲法違反の安全保障関連2法は廃止する以外ありません。

戦後71年、今こそ戦争への道を食いとめ、憲法9条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての日本の歩みを進める時です。

以上のことから、下記事項について請願します。

〈請願事項〉

- 1 東久留米市議会として関係する国の機関に対し、戦争につながる安全保障関連2法の廃止を求める意見書を提出すること。

平成28年6月3日

東久留米市中央町2-4-38

新日本婦人の会東久留米支部

支部長 小倉 美佐枝

東久留米市議会

議長 細谷祥子 殿

意見書案第 15 号

安全保障関連2法の廃止を求める意見書

会議規則第13条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年6月28日

提出者 東久留米市議会議員

桃井 瑠太 

賛成者

條原 重信 

" 桜木 善之 

" 間宮 美季 

東久留米市議会議長 細谷 祥子 殿

安全保障関連2法の廃止を求める意見書

昨年9月19日、参議院本会議において「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(以下「平和安全法制整備法」という。)および「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」(以下「国際平和支援法」という。)の安全保障関連法案が成立した。

これは、一昨年7月の集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定を受け、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律」、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」など既存の10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法と、新法の国際平和支援法の2法からなる。

この法律は、米国に限らず、広く「我が国と密接な関係にある他国」が武力攻撃を受けた場合、必ずしも日本に戦火が及ぶ可能性がなくても、「存立危機事態」として集団的自衛権の行使が可能となっている。

また、ホルムズ海峡での機雷掃海なども「存立危機事態」という曖昧な要件に基づく集団的自衛権の行使として自衛隊の海外派遣也可能としている。

圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁判所長官経験者が、安全保障関連法案は「違憲」と断じたことは極めて重大である。

本年2月19日に「安全保障関連2法廃止法案」が野党5党により共同提出されたが、政府・与党が実質的な審議に応じず、安全保障関連2法は3月29日に施行された。にもかかわらず、国民各層・各界から安全保障関連2法の廃止を求める声が依然として上がっている。

よって、東久留米市議会は、国会及び政府に対し、安全保障関連2法の廃止を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月28日

東久留米市議会